

1 農業用軽油引取税免税証の交付申請について

中南地域県民局県税部では、平成31年に使用する農業用軽油引取税免税証の交付申請を、次のとおり受付します。

申請書等の用紙は、中南地域県民局県税部及び農協各支店に用意してあります。申請が遅れると免税証の交付も遅れることとなりますので、受付期間を必ず守り、必要書類を添えて申請してください。

(1) 受付期間：平成30年11月5日(月)～平成30年11月30日(金)

(2) 受付場所：中南地域県民局 県税部
弘前合同庁舎(弘前市蔵主町4)本館2階

(3) 必要書類等

書 類	申 請 者	個人・共同			組合・法人		
		新規	継続	更新	新規	継続	更新
1 簡易書留封筒(402円分の切手貼付のもの)	※1	○	○	○	○	○	○
2 免税軽油使用者証(共同)交付申請書	※2	○		○	○		○
3 免税証交付申請書		○	○	○	○	○	○
4 免税軽油所有数量計算書		○	○	○	○	○	○
5 農業委員会発行の耕作証明書		○	○	○	○	○	○
6 免税軽油使用計画書(様式任意)	※3	△	△	△	○	○	○
7 免税軽油使用実績書・受払書(様式任意)	※3		△	△		○	○
8 組合(法人)の定款・規約・商業登記簿謄本等					○		
9 組合員名簿(全員の押印があるもの)					○	○	○
10 使用機械譲渡証明書(販売証明書)	※4	○		△	○		△
11 400円分の県証紙貼付の県税関係証明等原簿		○		○	○		○
12 誓約書		○		○	○		○
13 免税軽油の引取り等に係る報告書の提出期限の特例申請書	※5	△	△	△	△	△	△
14 前回交付の免税軽油使用者証			○	○		○	○
15 免税軽油の引取り等に係る報告書			○	○		○	○

○…提出が必須です。△…※3～5をご覧になり、該当する方は提出が必要です。

※1 免税証の交付枚数が多い方は、切手代が402円を超える場合がありますので不足のないようにしてください。(目安として、60枚を超える方は450円分、120枚を超える方は515円分の切手が必要です。)

※2 親子間で使用者証の名義が変わる場合には、関係を証明する書類(戸籍抄本等)が別途必要になります。

※3 個人・共同の申請者で、使用計画のある場合は、提出してください。

※4 使用機械に変更のある方については、更新の申請となり、新しい機械の譲渡証明書が必要です。

※5 特例(報告書を6か月分まとめて提出することができます。)申請を希望する場合は、提出してください。

2 不正軽油は犯罪です！

不正軽油とは、脱税を目的として、軽油に重油や灯油を混ぜ、軽油と偽って販売されているものです。

不正軽油の製造、販売はもちろん、使用した人も10年以下の懲役、1,000万円以下の罰金が課されるなど、重い罰則が適用されます。

不正軽油の撲滅に御協力をお願いいたします。

【お問い合わせ先】

中南地域県民局県税部 TEL **0172-32-1131** 内線 **228・378**